

当協会で行う「特別教育」講習につきまして

当協会では、労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条に規定する「特別教育」講習につきまして、以下のとおり実施しています。

特別教育講習は、学科教育のみでよいものと、学科教育に加えて実技教育も必要なものがありますが、当協会で行う講習は、実技教育が必要なものでも学科教育しか行っていないものがあります。この場合には、交付する修了証（再交付の場合も含む）は、学科教育のものとなり、実技教育は各事業場で行う必要がありますので、ご注意ください。**特に、現在就労していない方の受講や、修了証紛失等のため再交付が必要な方はご注意ください。**

なお、「特別教育」講習以外の「技能講習」及び「その他の講習」については、所定の講習科目すべてを実施しています。

◎当協会で開催する特別教育講習

講習名	実技教育 (*)	備考
アーク溶接特別教育	×	実技教育は事業場等で行っていただくものです
令和4年度から実施する 研削といし（自由研削）特別教育	○	所定の学科、実技とも講習で実施しています
令和5年度から実施する 研削といし（機械研削）特別教育	×	実技教育は事業場等で行っていただくものです
クレーン運転特別教育	×	実技教育は事業場等で行っていただくものです
低圧電気取扱特別教育	△	実技は開閉器の操作業務のみ行う者の1時間のみ講習で実施しています
産業用ロボット特別教育	×	実技教育は事業場等で行っていただくものです
動力プレス金型調整等特別教育	×	実技教育は事業場等で行っていただくものです
粉じん作業特別教育	／	実技教育は必要ありません
エックス線及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育	／	実技教育は必要ありません
令和3年度まで実施していた 研削といし特別教育	×	実技教育は事業場等で行っていただくものです

(*)

／：実技教育は必要ないもの（関係法令で定められていない）

○：実技教育は必要であり、当協会の講習でも行っているもの

△：実技教育は必要であり、当協会の講習では実技教育の一部について実施しているもの

×

実技教育は必要であり、当協会の講習では行っていないもの（各事業場等で実施する必要があります）